物価高騰や米国関税措置・中東情勢の変化等により影響を受ける県内事業者の皆様への主な支援策

令和8年10月30日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル：今回の更新箇所

	目 的		事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
	相談窓口	中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業者等に対し、資金繰り・経営に関する相談対応を実施する。	中東情勢の変化に伴う相談窓口	【県庁での相談窓口】 中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける県内中小企業者等の資金繰り・経営に関する相談対応を実施	県	広島県商工労働局経営革新課 （金融支援に関すること） TEL 082-513-3321 （経営支援に関すること） TEL 082-513-3371
				【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】 各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等	国 ほか	各機関にご連絡ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/tyutou-genyu-soudan.html
	相談窓口	米国関税措置や物価高騰などにより影響を受ける中小企業者等に対し、資金繰り・経営に関する相談対応を実施する。	米国関税措置等に係る相談窓口	【県庁での相談窓口】 米国関税措置等により影響を受ける県内中小企業者等の資金繰り・経営に関する相談対応を実施	県	広島県商工労働局経営革新課 （金融支援に関すること） TEL 082-513-3321 （経営支援に関すること） TEL 082-513-3371
				【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】 各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等	国 ほか	各機関にご連絡ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/beikoku-kannzei-
	資金調達	中東情勢により影響を受ける中小企業者等に対する資金繰り支援 【要件新設】	広島県制度融資	【資金名】 緊急経営基盤強化資金 借換資金 【対象者】 中東情勢の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれるが、中長期的にはその業況が回復する見込みがある者 【制度内容】 融資限度額：4,000 万円（借換資金の場合：8,000万円） 融資期間：10 年以内（据置1年以内） 貸出利率：1.3%～1.9%（固定金利） 信用保証料率：0.40%～1.23%	県	広島県商工労働局経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321
		県内中小企業等の資金繰りに対する支援		【その他の広島県制度融資】 県内の中小企業者等の事業用資金を円滑に供給するため、金融機関の協力を得て、上記資金以外にも、長期・低利の融資制度を設けています。 詳細はこちら		
		物価高騰や米国関税措置・中東情勢の変化等により輸出が停滞又は取引条件が悪化する企業への資金繰り支援	経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）	【対象者】 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者 【対象要件】 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等 →自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ、中東情勢、原油価格上昇等の影響を受ける事業者については、数値要件を満たさずとも、適用対象 【制度内容】 対象資金：設備資金及び運転資金 貸付限度額：中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：7,200万円 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金10年以内 据置期間：3年以内 貸付利率：基準利率（中小企業事業：2.65%、国民生活事業：3.35%） ＜令和8年6現在＞ ※ 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる	国	【日本政策金融公庫】 （国民生活事業） 広島支店　0570-077861 呉支店　0570-080581 尾道支店　0570-079509 福山支店　0570-079765 （中小企業事業） 広島支店　082-247-9151

目 的			事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
事業を守る	事業転換・競争力強化	中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業転換等を支援	自動車産業「ミカタプロジェクト」	■自動車業界のCASE対応に向けた『見方』を示し、自動車産業に関わる中堅・中小サプライヤーの取組を『味方』としてサポート ■電動車で需要が減少する部品（エンジン部品等）を製造するサプライヤーの電動車部品製造への挑戦や、電動化やデジタル化による車両の変化に伴う技術適応など、中堅・中小サプライヤーの事業転換等を支援 ■支援内容 （実地研修・セミナー） 自動車の電動化やデジタル化等、自動車産業の最新情報に関するセミナーや実地の研修（電動車部品展示等）を実施 （個別相談） CASE対応に向けた相談に対して、経験豊富な専門家が個社の状況に沿った課題整理を実施 （専門家の派遣） 戦略策定や技術開発等、個社の具体的課題に沿った技術的課題や伴走型の支援を実施 （設備投資補助） 各種補助金等を活用した設備投資補助を実施	国	（公財）ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7713
		中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくため、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押し。	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	■補助率 〇革新的新製品・サービス枠 中小企業者：1/2(2/3)※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、カッコ内の補助率を適用 小規模企業・小規模事業者、再生事業者：2/3 〇新事業進出枠 中小企業者（小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む）：1/2(2/3)※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、カッコ内の補助率を適用 〇グローバル枠 中小企業者（小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む）：2/3 ■補助上限額 〇革新的新製品・サービス枠 最大2,500万円（賃上げ特例適用の場合は最大3,500万円） 〇新事業進出枠 最大7,000万円（賃上げ特例適用の場合は最大9,000万円） 〇グローバル枠 最大7,000万円（賃上げ特例適用の場合は最大9,000万円）	国	新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業 コールバック予約システム https://shinjigyou-monodukuri.reserve-apps.com/callback/resv/apply/
		中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援	中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型、一般型） ・カタログ注文型： 随時公募受付中（令和9年3月末頃まで） ・一般型： 第9回公募開始：令和8年11月上旬（予定） 申請受付開始：令和8年12月上旬（予定） 公募締切：令和8年12月下旬（予定）		国	中小企業省力化投資補助事業 コールセンター TEL：0570-099-660
		企業が抱える取引に関する苦情又は紛争について相談したい	取引かけこみ寺	（相談対応） ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバイスを行う。 （迅速な紛争解決） ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	国	（公財）ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618
		大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や中小受託事業者との望ましい取引慣行の遵守を宣言した企業は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに自社の宣言内容や取組等を紹介する。	パートナーシップ構築宣言	○宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトへの掲載 ① 「ロゴマーク」の使用 ② 国や県の各種補助金の加点対象（対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでポータルサイトにてご確認ください。） 【新事業進出・ものづくり商業サービス補助金】（再掲） 中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を支援	国	○「宣言」の内容について 内閣府政策統括官付参事官 （産業・雇用担当）付 TEL 03-6257-1541 又は 中小企業庁企画課 TEL 03-3501-1511 ○「宣言」の提出・掲載について （公財）全国中小企業振興機関協会 TEL 03-6228-3802

		目 的	事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
事業を守る	負担軽減	特別高圧契約により受電した電気を使用する県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するための支援金を支給	広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援金（第8期） 申請受付 R8.10.6～R8.12.4	■対象者 広島県内において特別高圧で受電している中小企業者、特別高圧で受電している工業団地、商業施設等に入居する中小企業者 ■対象期間 令和8年7月～9月 ■支援額 2．3円/kWh（令和8年8月分） 1．8円/kWh（令和8年7月・9月分）	県	広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援金事務局 TEL 082-545-5116
雇用を守る	賃上げの促進	中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度	中小企業向け賃上げ促進税制	適用期間：R6.4.1～R9.3.31までの期間内に開始する各事業年度 （個人事業主については、R7年～R9年の各年） 〇必須要件（雇用者給与等支給額が前年度と比べて①1.5%以上又は②2.5%以上増加）⇒ 控除率は①15%又は②30% 〇上乗せ要件①（教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加等）⇒ 控除率は＋10% ※本上乗せ措置は令和7年度末を以て廃止。（次の期間に対して適用が可能。法人 ：令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度 ／ 個人事業主：令和7年、令和8年） 〇上乗せ要件②（くるみん以上又はえるぼし二段階目以上等）⇒ 控除率は＋5% ※中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能	国	中小企業税制サポートセンター TEL 03 - 6281 - 9821
		中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る	業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成 ※令和8年度の申請受付は終了（広島県内の事業場について） ※物価高騰の影響を受けた以下の事業者等（特例事業者）には、助成上限額の拡大や助成対象経費の拡大の措置がある。 ・原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が、前年度と比べ、3%ポイント以上低下している事業者	国	業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440 広島労働局　雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247
			広島県員上げ環境整備支援事業補助金	〇補助要件 ・県内に事業所を有する中小企業等 ・①令和7年度（令和6年12月28日～令和7年10月31日申請分）又は②令和8年度の業務改善助成金について、交付を受けた者 ※①と②で申請様式が異なります。詳細は下記の各補助金ページをご覧ください。 ・業務改善助成金について、交付額確定の通知の写しを、本補助金の申請時に提出できる者　等 〇補助率　業務改善助成金の交付確定額の1/10 〇補助金額　業務改善助成金の交付確定額に補助率を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て） 〇補助上限額：600千円 〇申請期限：令和9年2月26日 ①令和7年度（令和6年12月28日～令和7年10月31日申請分）分についてはこちら 令和7年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金 ②令和8年度分についてはこちら 令和8年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金	県	広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411

目　的			事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
雇用を守る	賃上げの促進	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	キャリアアップ助成金	**・正社員化コース** 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成 【重点支援対象者の場合】 ①有期→正規：1人あたり基本助成額80万円（大企業60万円） ②無期→正規：1人あたり基本助成額40万円（大企業30万円） 【重点支援対象者以外の場合】 ①有期→正規：1人あたり基本助成額40万円（大企業30万円） ②無期→正規：1人あたり基本助成額20万円（大企業15万円） **・障害者正社員化コース** 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成 【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ①有期→正規：1人あたり　基本助成額120万円（大企業　90万円） ②有期→無期：1人あたり　基本助成額60万円（大企業　45万円） ③無期→正規：1人あたり　基本助成額60万円（大企業　45万円） 【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者，難病患者，高次脳機能障害と診断された者の場合】 ①有期→正規：1人あたり　基本助成額90万円（大企業　67.5万円） ②有期→無期：1人あたり　基本助成額45万円（大企業　33万円） ③無期→正規：1人あたり　基本助成額45万円（大企業　33万円） **・賃金規定等改定コース** 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成 ①3％以上4％未満増額改定：1人あたり基本助成額4万円（大企業2．6万円） ②4％以上5％未満増額改定：1人あたり基本助成額5万円（大企業3．3万円） ③5％以上6％未満増額改定：1人あたり基本助成額6．5万円（大企業4．3万円） ④6％以上増額改定：1人あたり基本助成額7万円（大企業4．6万円） **・賃金規定等共通化コース** 〇有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成 1事業所当たり　基本助成額 60万円 （大企業　45万円） **・賞与・退職金制度導入コース** 〇有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成 1事業所あたり　基本助成額 40万円 （大企業　30万円） ● 同時に導入した場合に加算 1事業所あたり　基本助成額 16万8,000円 （大企業　12万6,000円） **・社会保険適用時処遇改善コース** **令和8年3月までに** 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ又は労働時間の延長を実施した場合 または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした場合に助成 ①手当等支給メニュー 1人あたり　基本助成額　50万円（※1） （大企業　37.5万円） ②労働時間延長メニュー 1人あたり　基本助成額　30万円 （大企業　22.5万円） ③併用メニュー 1人あたり　基本助成額　50万円（※2） （大企業　37.5万円） ※すべての支援対象期の取組、申請を行った場合の額 社会保険適用時処遇改善コースは令和8年3月末までに取組を行った事業主の方が対象となります。令和8年4月1日以降に、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに収入増加の取組を行うことを予定している場合は、以下キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」の活用をご検討ください。 **・短時間労働者労働時間延長支援コース** 短時間労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間の延長等、収入増加の取り組みを行った場合に助成。「社会保険適用時処遇改善コース」に比べ、労働時間の延長幅や賃金増加の幅をより大きくし、年収130万円の壁に対応できるよう、令和7年7月に新設。 〇1年目　：1人あたり　小規模企業　50万円 中小企業　40万円 大企業　30万円 〇2年目　：1人あたり　小規模企業　25万円 中小企業　20万円 大企業　15万円	国	広島労働局 TEL 082-502-7832 各ハローワーク ｺｰﾙｾﾝﾀｰ TEL 0120-60-3999

目 的			事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
雇用を守る	負担軽減	原材料の入手困難や価格高騰等に伴い、事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合	雇用調整助成金	原材料の入手困難や価格高騰等に伴い、事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合に、休業手当負担額や教育訓練を実施した場合の賃金負担額の相当額の一部を助成。 ■助成内容 中小企業 / 大企業 助成率（休業・教育訓練）：2／3 / 1／2 日額上限額：9,110円（雇用保険基本手当日額上限額（令和8年8月1日現在）） 対象労働者の要件：雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者 支給日数：100日分（各事業所の対象労働者数×100日分） 支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。 ■受給要件 詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html	国	広島労働局　職業安定部　職業対策課 082-502-7832 最寄りのハローワーク https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hello_work/hello_main.html
		トラック運送業の人手不足や物価高騰に対応するため、適正運賃の確保や効率化のためのデジタル技術導入、働きやすい職場環境づくり、燃費向上等に役立つエコタイヤの導入支援を行う。	トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金	●補助対象者 ・広島県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等を置く中小トラック運送事業者 ●支援内容 ①デジタル技術の導入 賃上げ原資の確保や生産性向上に必要なシステムの導入に係る経費支援 ［支援金額］ ・単独型（1事業者単独で導入） 最大1,000千円（補助率1/3）/事業者 ・複数者連携型（複数事業者で連携して導入） 最大3,000千円／事業者（補助率1/2～2/3） ②職場環境の整備 ・女性用トイレや更衣室の設置等、女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備に係る経費支援 ［支援金額］ ・最大3,000千円/事業者（補助率：2/3） ・電動ファン付き作業着の購入やスポットクーラーの導入等の暑熱・寒冷対策に 係る経費支援 ［支援金額］ ・最大500千円／事業者（補助率：2/3） ③エコタイヤ等の導入 コスト負担軽減等につながるエコタイヤ、再生タイヤに係る経費支援 ［支援金額］ ・最大400千円／事業者（補助率：2/3） ただし、営業用貨物自動車保有台数51両以上の事業者は、 最大600千円／事業者（補助率：2/3） ※詳細は、特設サイトよりご確認ください。 https://www.torakyo-hiroshima.or.jp/support/ ●申請受付 令和8年6月1日（月）～令和9年1月29日（金）※必着	広島県トラック協会	トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金センター TEL 082-232-3380

※このほか、事業主・事業団体の皆様のための「制度活用ハンドブック」もご参照ください。 ⇒https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/07-syokouhandbook.html